

# 多古町行財政改革プラン

平成18年3月

多 古 町

# 目 次

1	行財政改革の基本的な考え方	1
2	多古町の財政状況	2
3	改革プランの重点事項	4
4	計画期間	6
5	推進体制	6
6	推進状況の公表	6
7	具体的な取り組み	7
	事務事業の再編・整理・廃止・統合	7
	民間委託等の推進	10
	定員管理の適正化と効率的な行政組織の確立	14
	給与の適正化	18
	第三セクターの状況	21
	財政構造の体質強化	22
	地方公営企業の経営健全化	28

## 1 行財政改革の基本的な考え方

本町は、昭和 60 年度に策定した「多古町行政改革大綱」を契機に、平成 8 年度策定の「行政改革大綱（改訂版）」、平成 13 年度策定の「新行政改革大綱」、平成 14 年 11 月策定の「第 2 次行政改革大綱」に基づき、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、組織・機構の再編、給与の適正化、民間委託・OA 化等事務改善の推進、公共施設の新設、改築等により行財政の基盤整備に取り組んできたところであります。

この間、少子高齢化の一層の進行や高度情報化社会の進展、景気の動向など社会経済情勢が大きく変化するとともに、地方分権への動きが急速に進み、国と地方公共団体のあり方についても根本的な見直しが必要とされ、国から地方への税源移譲に併せ、地方交付税の削減、国庫補助負担金の見直しをする「三位一体の改革」が進むなど、本町を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

このような状況下で、町財政は、歳入面では長引く景気低迷により町税収入の大きな伸びは期待できず、地方交付税も平成 11 年度をピークに減少傾向にあります。一方歳出面では、人件費、公債費等の義務的経費が増加し、経常収支比率が 83.3% で財政の硬直化が進み、現行の行政水準を維持していくと、これまで積み立ててきた財政調整基金が減少し、厳しい財政運営が続く、行財政改革への積極的な取り組みが必要となっています。

時代の変化に即した効率的な行財政運営を確立するためには、既存の行財政システムの見直しと経済の低成長時代に見合った弾力性のある財政構造への転換を図りながら、町民にとって真に必要なサービスを効果的かつ効率的に提供していくことを基本に、町民と行政が協働し住んで良かったと思えるまちづくりを推進するため「第 2 次行政改革大綱」とともに、その具体的な行財政改革への取り組みを自主的・計画的に進める「行財政改革プラン」を策定するものです。

## 2 多古町の財政状況（現状ベースで試算）

（単位：百万円）

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入	町税	2,124	2,047	2,166	2,184	2,152
	地方譲与税	198	248	136	136	136
	交付金	373	362	359	357	357
	地方交付税	1,355	1,033	1,020	1,007	994
	町債	399	230	227	224	222
	繰入金	15	14	14	14	14
	その他	1,313	1,131	784	781	781
	歳入合計 (A)	5,777	5,065	4,706	4,703	4,656
歳出	人件費	1,368	1,370	1,371	1,372	1,373
	扶助費	233	229	230	230	230
	公債費	489	419	419	419	419
	物件費	914	866	935	943	952
	補助費等	1,118	1,144	1,138	1,136	1,139
	普通建設事業費	714	522	508	513	518
	その他	594	643	672	687	702
	歳出合計 (B)	5,430	5,193	5,273	5,300	5,333
歳入歳出差引額(A)-(B)		347	128	567	597	677
" 累計		347	219	348	945	1,622
基金取崩額 (C)		0	128	567	597	677
収支 (A)-(B)+(C)		347	0	0	0	0
" 累計		347	0	0	0	0
基金残高	財政調整基金	1,567	1,439	872	275	0
	その他特定目的基金	1,278	1,278	1,278	1,278	876
	運用基金	8	8	8	8	8
	基金残高	2,853	2,725	2,158	1,561	884

この推計は、普通会計予算について変動要因を加味して試算したものであり、特に対策を講じなかった場合の見通しです。設定した主な条件は以下のとおりです。

- ・町税、譲与税、交付金は、税制改正による影響を考慮しました。
- ・人件費は、定年退職とその補充に係る新規採用を見込みました。また、給与改定はなしとしました。
- ・扶助費は、過年度の状況を考慮し見込みました。
- ・公債費は、現行の政府資金の利率及び償還期間を参考に積算しました。
- ・収支不足額については、財政調整基金の取崩しにより補てんするものとした。

多古町の中期的な財政状況は、長引く景気の低迷による税収の減少、三位一体の改革<sup>1</sup>による地方交付税<sup>2</sup>の減少が予想されるなど歳入が伸び悩む一方、扶助費等が増大し厳しい状況にあります。

過去の決算数値及び今後の財政状況の変動要因を推計してみると、何らかの財源対策も講じない場合、平成18年度から歳入歳出差引額が、マイナスに転じ、平成21年度までの歳入歳出差引額の見通しは累計で16億2,200万円のマイナスとなります。平成18～20年度は財政調整基金<sup>3</sup>を取り崩すなどにより対応可能ですが、平成21年度には財政調整基金が底をつき、各種基金からの借り入れなどにより対応することとなります。

このようなことから、抜本的な行財政改革により健全な財政状況に改善していく必要があります。

#### 1 三位一体の改革

現在、政府が進めている国と地方を通じた税財政の改革のことで、国庫補助負担金の廃止や削減などの改革、地方交付税の全般的な見直し、税源移譲を含む財源の見直しの3つを一体的に進めようとするものです。

#### 2 地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税のことです。

#### 3 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものです。また、各年度において決算上剰余金を生じたときは、その全部又は一部を積み立てることとなっています。

### 3 改革プランの重点方針

平成 16 年 12 月 24 日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえて、平成 17 年 3 月 29 日に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(以下「新行革指針」という。)が示され、地方公共団体はより一層積極的な行政改革の推進に努めるよう要請されたことを受けて、本プランにより具体的な取り組みを明示するものです。

このため、本プランは、行政改革大綱に基づき、新行革指針による改革の主要事項の観点から、下記の項目を重点に策定します。

#### 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

新たな行政課題や多様な町民ニーズに迅速かつ柔軟に対応し、限られた財源を効率的かつ効果的に運用するため、従来の取扱いにとらわれることなく、事務事業を見直し、廃止・統合も視野に入れて施策の選択と重点化に努めます。

#### 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む。)

「民間でできることは民間に委ねる、公でやるべきことは公でやる」という原則のもとに、公共サービスの維持向上と経費節減の観点から、民間委託等を推進し、公民のパートナーシップによる効率良い行政運営を推進します。

また、公の施設の管理については、条例制定した指定管理者制度の活用について、積極的に検討していきます。

#### 定員管理の適正化と効率的な行政組織の確立

職員定数については、一人ひとりの職員の能力を最大限活用することを基本にして、定員適正化計画の確実な進行管理により引き続き適正化を図っていきます。

#### 給与の適正化と効率的な行政組織の確立

給与制度は、国家公務員の給与体系に準拠するという給与均衡原則に基づき、人事院及び県人事委員会の勧告に基づき見直しを行います。人事評価制度を導入し、勤務実績に応じたメリハリのある給与制度にすることに

より、職員の意欲や公務能率の向上を図ります。

### 第三セクターの状況

本町が25%以上出資している法人は、株式会社多古と有限会社テイ・テイ・エスの2法人で、両法人とも経営状況は、設立以来順調に推移してきています。今後とも健全経営に向け、将来を見据えた効率的な運営に対する検証を進めていきます。

### 財政構造の体質強化

町税などの自主財源の積極的な確保に努めるとともに、限られた財源を真に必要な施策に展開するため、効率的な財源活用及び徹底した内部努力によるコスト削減を進め、財政構造の体質強化による健全な財政基盤の確立を目指します。

### 地方公営企業の経営健全化

#### (1) 上水道事業

上水道事業の経営については、新たな施設整備のみならず老朽化が進行した施設の維持・改修が課題であり、それに伴う資本費の増加が懸念されています。今後は必要な整備を絞り込んで計画的に実施するとともに、徹底した経費節減と独立採算の視点に立った事務事業改革を積極的に推進することで経営基盤を強化し、健全な事業運営と安定したサービスの供給に努めます。

#### (2) 病院事業

地域の中核的医療機関として保健・医療・福祉の連携による包括的医療サービスの一層の向上を目指し、医師の確保による収入の向上と経費節減などによる支出の削減を図り、総じて経営基盤強化に努めます。

#### (3) 農業集落排水事業

建設工事が完了し、平成15年度から4地区すべてにおいて供用を開始しています。民間に委託している施設の維持管理業務を見直し、維持管理費の節減に努めるとともに、地区管理委員会と協力し、供用率の向上を推進し、自主財源の確保に努めます。





## 7 具体的な取り組み

### 事務事業の再編・整理、廃止・統合

#### (1) 事務事業の見直し

新たな時代の変化に伴い複雑・多様化する住民ニーズに柔軟に対応するため事務事業については、効果や効率性の観点から、所期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業を統合するなどの見直しを行い、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮し、行政評価システム手法の活用等により事務事業の整理合理化に努めます。

#### (2) 行政評価システムの導入

町の政策・施策や事務事業について計画を立てて実行し、その成果を共通の指標に基づき評価し、次の計画に反映させるというマネジメント・サイクルを確立することにより、町政運営における行政資源の効果的な配分を図るとともに、評価結果を公表することにより、行政の透明性の向上を図り、町民参画の町政を推進します。

#### 【事務・事業の再編・整理等の取り組み】

平成 17 年度から平成 21 年度まで

事務事業名	取 り 組 み 内 容
行政評価制度の導入	政策、施策、事務事業について、PDCA サイクル（PLAN（計画） DO（実行） CHECK（評価） ACTION（改善））に則した検証を実施し、継続的な改善を推進するため行政評価制度を導入する。
広聴体制の充実	行政の意思決定の公正を確保し、透明性を向上させ、町民の意見をより施策に反映させるため、パブリックコメント制度の導入を検討・実施していく。
情報公開の推進	情報公開の媒体としてホームページの充実を図り、更に積極的な情報公開を進めるとともに、わかりやすい情報提供に努め、町民への説明責任を果たしていく。
町内循環バス事業の実施	試行運転中の町内循環バスについて、試行運転結果に基づき事業実施していく。

事務事業名	取 り 組 み 内 容
電子自治体の推進	<p>情報化による町民の利便性の向上を図るため、千葉県電子自治体共同運営協議会での検討を進めるとともに、町の様々な業務で合理化や電子化について見直す。</p> <p>電子申請・電子調達システムの稼働に向けた検討を進める。</p>
防災体制の充実	<p>地域防災計画の見直しを行い、大規模災害などの危機発生時に対応可能な体制の整備を進め、町民の災害時の安全確保を推進する。</p>
イベント事業の見直し	<p>地域コミュニティの活性化を推進するため、行政主導型から住民主導型のイベントに移行していく。また、都市との交流を図るため、多古町の PR 活動を積極的に推進する。</p>

単位:千円

改革事項	改革の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
行政評価制度の導入	PDCAサイクルによる行政評価システムを導入し、事務事業の検証を実施し、継続的な改善を推進する。		・検討	・試行	・実施	→	企画財政課
広聴体制の充実	町民の意見を聞くことにより、施策に反映させ、行政の意思決定の公正を確保し、透明性のある自治体経営をめざす。	・広聴の充実	→	→	→	→	総務課 企画財政課
情報公開の推進	積極的な情報公開を推進し、町のホームページの充実を図り、わかりやすい情報提供に努め、町民への説明責任を果たす。	・ホームページの充実	→	→	→	→	企画財政課 総務課
電子自治体の推進	電子自治体の構築を目指し、電子調達・電子申請システムの導入や業務の電子化の見直しにより、町民の利便性の向上を図る。	・千葉県電子自治体共同運営協議会において業務の検討  ・電子調達・申請システムの導入の検討	→	→	→	→	総務課
町内循環バス事業の実施	公共交通施策として試行運転中の町内循環バスについて、試行運転結果に基づき、事業実施していく。	・試行	・検討、実施	→	→	→	企画財政課
防災体制の充実	地域防災計画の見直しを行い、大規模災害発生時における体制の整備を進め、町民の災害時の安全確保を図る。		・定期的な見直し	→	→	→	総務課
イベント事業の見直し	地域コミュニティの活性化を推進するため、行政主導型から住民主導型のイベントへの移行を図る。 多古町のPR活動の推進		イベントの見直しの検討	→	→	→	産業経済課 地域振興課 教育委員会

民間委託等の推進（指定管理者制度<sup>4</sup>の活用を含む。）

（1）公の施設<sup>5</sup>に関する取り組み

本町には、個別の法律で管理者が特定されている学校、道路、河川を除き54の公の施設があります。主な施設は、町民グラウンドなどのレクリエーション・スポーツ施設（4施設）あじさい公園などの公園・緑地施設（11施設）、共同利用施設などの社会福祉施設（24施設）、コミュニティプラザなどの文教施設（3施設）、町営水道浄水場などの生活基盤施設（8施設）保育所（3施設）、あじさい館などです。

これまでの取り組み

公の施設に関する平成17年度までの管理状況はつぎのとおりです。

平成16年度までの公の施設の管理状況

廃止した施設	指定管理者導入済み施設	管理委託実施済み施設	業務委託実施済み施設（一部委託を含む）	全部直営施設
4	0	23	18	12
井戸山青年館 坂青年館 染井青年館 埴青年館		共同利用施設、青年館 農村協同館など	公園・緑地 農業集落排水処理場、コミュニティプラザ、文化ホールなど	保育所、町民グラウンド、町営水道浄水場など

今後の取り組み目標

多様化する住民ニーズに対して民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等をめざすため導入された指定管理者による管理を、公共サービスの新しいかたちとして積極的に活用していきます。各地域にある施設は、地域の実情や利用状況によって、指定管理者の

管理や払い下げなど弾力的に対応していきます。

新たに公共施設等の整備をする場合には、民間活力の導入を図るため、建設、維持管理及び運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活かす手法であるPFI<sup>6</sup>の活用や業務委託など多様な管理形態を検討していきます。

### 【公の施設に関する取り組み】

平成 17 年度から平成 21 年度までの取り組み目標

17 年度に指定管理者制度を導入	平成 17 年度に新しく設置した、農村交流センターの管理を指定管理者による管理とする。	1 施設
17 年度に廃止する施設	多古町公民館五辻分館を廃止し、区に払い下げする	1 施設
18 年度中に指定管理者制度を導入	管理委託をしている共同利用施設等の受託者を対象に指定管理者制度に移行する。	23 施設
21 年度までに指定管理者制度の導入を検討	民間団体等への公募等による指定管理者制度の導入を検討する。	文化ホール、コミュニティプラザ、あじさい館、あじさい公園等 14 施設

#### 4 指定管理者制度

平成 15 年 9 月に施行された改正地方自治法によって、それまで公に施設の管理運営の委託先が地方公共団体の出資法人や公共的団体などに限定されていたものを、民間事業者やNPOなども含めた幅広い団体まで拡大し、その場合の施設の管理運営を任せる団体のことを「指定管理者」という。指定管理者は、原則、公募して町が議会の議決を経て指定する。

## 5 公の施設

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設( 役場庁舎は公の施設ではない )

## 6 P F I

P F I ( プライベート・ファイナンス・イニシアティブ ) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、P F I 手法が導入されています。

### ( 2 ) その他の事務についての取り組み

平成 16 年度末時点における委託等の状況

#### ・全部委託している事務

し尿処理、一般ごみ収集、本庁他庁舎清掃、庁内 L A N システム保守、夜間庁舎警備、水道メーター検針など

#### ・一部委託している事務

公用車運転、学校給食調理・配送、道路維持補修、ホームページ作成・運営、調査・集計、給与関係事務、病院医療事務など

#### ・全部直営

案内・受付、電話交換、学校用務員事務など

### 今後の取り組み目標

これまで民間委託の推進を図るべく、公共施設の管理委託や事務事業の委託を行ってきました。今後も、定員適正化計画による人員の減への対応や業務の簡素化、効率化を図るため、民間委託に積極的に取り組んでいきます。

改革事項	改革の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
公の施設の指定管理者制度導入	公の施設について指定管理者制度の導入を検討し、同制度が適する施設に導入する。	・条例整備 ・管理委託制度を実施している共同利用施設等に指定管理者導入を検討 (23施設)	・導入可能な施設の指定管理者制度の導入 (23施設)  ・民間団体等への公の施設の指定管理者制度導入の検討	→	→	→	企画財政課 産業経済課 社会教育課 地域振興課 総務課
調理業務及び配送業務の委託	学校給食センターの配送業務及び調理業務の外部委託の推進  保育所の調理業務の外部委託の検討	・一部業務委託	→  ・施設の管理及び配送業務の委託の検討  ・調理業務全面委託の検討	委託  →	→	→  ・保育所の調理業務の外部委託の検討	教育委員会 学校給食センター  保健福祉課 保育所
公の施設の払い下げ	公民館五辻分館を地元区に払い下げる	・地元区と協議	・払い下げ				社会教育課 総務課
			589	67	67	67	790
	合計		589	67	67	67	790

## 定員管理の適正化と効率的な行政組織の確立

### 1. 定員管理の適正化

#### (1) 定員モデルや類似団体との比較

本町の職員数は、総務省の定める「定員モデル」と同じ人数で、「類似団体等職員数」と比較すると少なくなっています。

#### 定員モデル職員数

第8次定員モデル (平成17年4月1日現在)	定員モデル試算職員数 110人	定員モデルに対する実職員数 110人
---------------------------	--------------------	-----------------------

資料：総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

注) 定員モデルとは、人口、面積及び道路延長など地方公共団体の行政需要と関連が深いと考えられる指標と職員数との関係を統計的手法により分析し、参考となる職員数を算出できるように作成された算式のことです。対象となる職員は、地方公共団体が自主的に定員管理に取り組むことができる分野の多い一般行政部門であり、教育、公営企業などの職員は対象外です。

#### 類似団体等職員数(普通会計職員数)

平成16年4月1日現在

	人口	職員数	職員1人当たりの人口
多古町	17,590人	157人	116人
類似団体平均(39町村)	16,615人	162人	103人

資料：総務省「地方財政状況調査」(平成16年度)「地方公共団体定員管理調査」より作成

注1) 普通会計とは、各地方公共団体間の財政的な比較等を行うため、地方財政統計上統一に用いられている区分である。多古町においては、総職員数310人(平成17年4月1日現在)のうち水道、病院、介護、国民健康保険、農業集落排水の各事業の職員を除いたものが普通会計職員です。

注2) 類似団体とは、地方公共団体定員管理調査上で、全市町村を人口と産業構造を基準にグループ分けしたもので、多古町は、人口1万5千人以上1万8千人未満、第2次産業・第3次産業が、75%~85%以上のグループに所属しています。

#### (2) これまでの定員適正化の取組み

本町では、これまでに第1次定員適正化計画(平成8年度~12年度)、第2次定員適正化計画(平成13年度~17年度)を策定、事務事業の見直しや組織、機構の再編整備、OA化の推進による事務の簡素化等により、定員の適正化に取り組んできました。

第2次定員管理計画の計画期間において、一般行政部門で、20名の減(計画



人数 19 名) 削減率 15.4%の減となっています。

これまでの取組み状況

(単位:人)

部門	区分	12年	13年	14年	15年	16年	17年	削減数
一般行政	職員数	130	123	117	114	112	110	20
	適正化計画数		123	121	115	111	111	19
	比較		0	4	1	1	1	
特別行政 教育	職員数	48	47	46	47	45	43	5
	適正化計画数		47	46	45	45	45	3
	比較		0	0	2	0	2	
普通会計 計	職員数	178	170	163	161	157	153	25
	適正化計画数		170	167	160	156	156	22
	比較		0	4	1	1	3	

(3) 今後の取り組み目標

町民ニーズの多様化・高度化や少子高齢化等の進展による行政需要の増大に弾力的かつ的確に対応するため、更なる事務事業の見直し、組織・機構の改革、民間委託の推進及びOA化の推進による事務の簡素化、効率化を積極的に推進するとともに、新たな行政需要の対応については、職員の新規採用を必要最小限に抑制し、事務量を勘案しながら配置転換等により対応することとし、引き続き定員管理の適正化に積極的に取り組んでいきます。

平成22年度の普通会計職員の目標人数を平成17年度より11名(削減率7.2%)削減し、142名とします。

職員の増減目標数

各年度4月1日現在(単位:人)

区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年
普通会計職員数	153	150	148	145	144	142
前年度退職者数		4	4	7	2	7
定年退職者数		1	4	4	1	4
定年以外の早期退職者数		3		3	1	3
採用者等数		1	2	4	1	5
削 減 数		3	2	3	1	2
削減数累計		3	5	8	9	11

## 2. 効率的な行政組織の確立

複雑かつ高度化する町民のニーズに的確に対応した政策推進が可能で、かつ簡素で効率的な組織体制の整備を進めます。

計 画	取 り 組 み 内 容
課の統廃合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務分担が、建設課と地域振興課に分かれている都市計画関係事務を建設課に統合する。</li> <li>・ 地域振興課振興系の業務及び集落排水業務を産業経済課に移管する。</li> <li>・ 学校教育課、社会教育課を統合し、教育委員会事務局を新設する。</li> <li>・ 保育所を保健福祉課の所管とする。</li> <li>・ 地域振興課を廃止する。</li> <li>・ 業務委託の状況により学校給食センター所長の兼務を検討する。</li> </ul>
係の統廃合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業経済課の係を農業振興係、経済振興係、集落排水係に再編する。</li> <li>・ 議会事務局の議事係を庶務係に統合する。</li> <li>・ 企画財政課の統計係を企画空港対策係に統合する。</li> <li>・ 総合的な情報化施策を所管する情報管理係を総務課に新設する。</li> <li>・ 事務の移管に伴い、建設課に都市計画係、環境対策係を設置する。</li> <li>・ 教育委員会の課の統合に伴い、教育委員会事務局に学校教育係、社会教育係、社会体育係、文化係を設置する。</li> </ul>
教育施設等の再編の検討	<p>急激な人口減少に伴う少子化の時代に対応するため、幼稚園・保育所の一体化や保育所、幼稚園、小学校の統合など教育施設等のあり方を検討する組織を設置し検討する。</p>

単位:千円

改革事項	改革の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
適正な職員の定員管理	第3次定員適正化計画を策定し、適正な職員の定員管理に努める。  平成17年度平均給与(共済費含む)7,559千円で算出	・第2次定員適正化計画の推進 普通会計計画 178名 156名 実績 178名 153名、25名 H17 3名	・第3次定員適正化計画の検討・策定 普通会計 153名 150名 3名	・第3次定員適正化計画の推進 150名 148名 2名	→ 148名 145名 3名	→ 145名 144名 1名	総務課
		22,677	45,354	60,472	83,149	90,708	
効率的な行政組織の確立	多様化する町民ニーズに対し、的確かつ迅速に行政サービスを提供するため組織の再編を行い、新しい行政需要に効率的・弾力的に対応し得る組織機構の整備を図る。	・検討委員会による素案の検討	・検討	→	・組織の再編	・必要に応じて改編	総務課
					93,187	93,187	
合計		22,677	45,354	60,472	176,336	183,895	488,734

## 給与の適正化

本町における給与については、これまでも行政改革大綱に基づき、特殊勤務手当の見直しや管理職手当の支給率削減等によりその適正化と人件費の抑制を図り、町広報で住民に給与の内容を公表してきました。人事院及び県人事委員会勧告に基づく国及び県の給与制度改革を見据えながら、財政状況、他団体との均衡等を考慮し、町民に納得と支持が得られるよう給与制度の適正化を図り、人件費の抑制に努めます。

### 今後の取り組み目標

事務事業名	取 り 組 み 内 容
人事評価制度の導入の検討	能力や仕事の実績を重視した人事評価制度を検討、導入することにより、給与制度の公平性、客観性を確保するとともに、職員の意欲の向上を図る。
給与構造の改革	人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づき、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給与構造への転換を図るため、給与体系の見直しを行う。また、きめ細かい勤務実績を昇給に反映させるため給料表の見直しを行う。
高齢層職員の昇給の抑制	年功的給与上昇を抑制するため、55歳以上の職員の昇給については、通常の職員の半分に抑制する。
特別職給与の削減の検討	特別職の給与については、平成13年度において、町長が10%、助役、収入役、教育長が5%、1年間削減している。近隣市町村の状況等を見据えて削減の検討を行う。 助役、収入役については、改正が予定されている地方自治法に基づき、設置について改める。

#### その他報酬削減の取り組み

事務事業名	取 り 組 み 内 容
議員定数の見直し及び報酬の減額	行政改革大綱の趣旨を踏まえ、組織、運営の合理化を推進するため、議員定数の見直しの検討を行う。また、報酬及び手当についても同様に、削減を検討する。
非常勤特別職の報酬の見直し	委員会、審議会等の委員である非常勤特別職の報酬について、見直しを検討する。

単位:千円

改革事項	改革の概要	実施スケジュール					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
給与制度及び手当の見直し			・給料表及び昇給制度の見直し	→	→	→	総務課
			7,373	14,746	22,119	29,492	73,730
人事評価制度の導入の検討	能力や仕事の実績を重視した人事評価制度を検討・導入することにより、給与制度の公平性、客観性を確保するとともに、職員の意欲の向上を図る。また、職員の手当を見直し、給与の適正化を図る。	・人事評価制度の導入の検討	→	・試行の実施	・制度の見直し及び再試行	→	総務課
高齢職員の昇給の抑制	55歳以上の職員の昇給を通常の職員の半分にし、人件費の抑制を図る。		・実施	→	→	→	総務課
特別職給与の減額	特別職の給料及び期末手当について、削減の検討を行う。  地方自治法の改正に伴う、助役・収入役の設置の検討		・検討、実施  ・検討	→  ・実施	→  →	→  →	総務課
議員定数の見直し及び報酬の減額の検討	議員定数の見直し  議員報酬の減額の検討		・検討  ・検討	・実施  ・実施	→  →	→  →	議会事務局
非常勤特別職の報酬見直し	審議会、委員会等の委員である非常勤特別職の報酬の見直しを検討する。		・検討	・実施	→	→	総務課
合計		0	7,373	14,746	22,119	29,492	73,730

### 第三セクターの状況

#### (1) 多古町の出資している法人

本町が出資している法人は次のとおりです。

法人名	設立年月日	出資率	主な業務内容
有限会社ティ・ティ・エス	平成 5 年 4 月	33.3%	成田国際空港内駐車場の管理
株式会社多古	平成 12 年 4 月	54.4%	道の駅多古における地域特産物の販売

#### (2) 本町からの支援等

出資法人 2 法人とも経営状況は順調に推移し、設立以来本町から財政支援や人的派遣は行っていません。

#### (3) 今後の取り組み

##### ア．有限会社ティ・ティ・エス

各出資団体（大栄町、下総町（平成 18 年 3 月 27 日から成田市）及び多古町）の長、助役、担当課長等が法人運営役員として経営状況の点検評価を行っています。今後とも将来を見据えた効率的運営等の経営状況の点検評価を進めていきます。

##### イ．株式会社多古

出資団体の代表者の中から取締役が選任され、町長が代表取締役となっています。経営状況については取締役員会及び行政担当部局において点検評価を行っており、今後とも事業目的に沿った運営と健全経営の検証に努めていきます。

## 財政構造の体質強化

これまでの取り組みにおける財政効果

これまでの行政改革の取り組みにより、平成 11 年度から平成 16 年度までの間において、約 3 億 1,700 万円の経費節減の財政効果を上げました。事項別明細は次のとおりです。

### 平成 11 年度から平成 16 年度までの実績

項 目		主 な 内 容	効果額(千円)
歳 入	超過課税の実施、法定外税新設		
	税の徴収対策		管理職による臨戸徴収 1,365
	使用料・手数料の見直し		料金の改定 1,971
	未使用財産の売り払い等		町有地の売却 38,868
	その他		
歳 費 削 減	人 件 費 削 減	職員削減（議員含む）	職員 18 名、議員 2 名 254,931
		うち 退職者の不補充	職員 18 名 240,171
		うち嘱託、臨時、派遣職員等の活用	臨時職員 3 人 50,634
		職員 給料	
	給 与 等 削 減	手当	管理職手当 10% 減(H15～) 2,238
		三役等特別職 給料	給料の削減(H13) 町長 10%、助役・収入役・教育長 5% 3,109
		手当	期末手当 10% 減 (H11) 1,973
		議員 報酬	
	減	手当	
		計	7,320
		その他	
		うち福利厚生事業	
	出	組織の統廃合	
民間委託による事務事業費削減		学校給食調理・配送業務 各種バス及び公用車運転業務 (職員削減効果は人件費欄) 36,889	
うち指定管理者制度導入によるもの			
施設等維持費の見直し			



補助金等の整理合理化	各種団体補助金削減	4,200
投資的経費の見直し		
内部管理経費の見直し	OA化に伴う加除式図書の削減	6,366
その他事務事業の整理合理化	公民館夜管利用の廃止 病院乗入れバス廃止	2,790
その他		
合 計		317,253

### 今後の取り組み目標

本町の財政状況は、景気の低迷による自主財源の減少や地方交付税の削減により歳入が減少する一方、歳出については義務的経費が増加する傾向にあり、その弾力性を失いつつあります。今後、多様化する行政需要に対応するためにも財政の弾力性の回復を図るとともに財政構造の体質強化に努めることが必要です。

平成17年度～平成21年度の5カ年間にわたる本町の財政状況の試算(2ページ参照)によると、何らかの財源対策も講じない場合、平成18年度から歳入歳出差引額がマイナスに転じ、累計で16億2,200万円の不足額が生じると予想されます。住民サービスを低減することなく行政運営を行うには、この財源不足を縮減し、財源を確保することが不可欠であることから、歳入歳出各項目にわたる行財政改革を着実に推進することにより、財源不足を補い収支改善の見通しを図っていきます。

### 歳入増の取り組み

事務事業名	取 り 組 み 内 容
町税収入の確保	税の公平性を確保するため町税の滞納者に対し、差押えをはじめとした滞納処分の強化を図るとともに、夜間臨戸徴収を実施し、歳入の確保に努める。 納税者の利便性を高めるため、口座振替納付の促進及びPRに努める。
使用料・手数料・利用料等 の見直し	適正、公平な受益者負担とするため、サービスに係る原価を基に適正な使用料・手数料に見直す。

事務事業名	取 り 組 み 内 容
未利用町有地の有効活用等	<p>利用目的の決まっていない町有地や国から譲与された道路・水路等を売却若しくは有償貸付し、財源の確保と財産の適正な管理を行う。</p> <p>町有地情報をホームページに掲載し、企業及び個人に対しての情報提供や利用方法などの意見募集を行い、有効活用の方策を検討する。</p>
給食費の見直し	生徒と同額の教職員及び町職員の給食費を人件費分を除いた実費相当額に改める検討を行う。
広告収入の確保	町ホームページに有料広告を掲載し、収入増を図る。

#### 歳出削減の取り組み

事務事業名	取 り 組 み 内 容
人件費の抑制	機構改革や職員の定員適正化計画に基づき職員数を削減し、人件費を抑制する。
補助金等の見直し	行政評価制度による補助対象事業の事業目的や事業効果を検証し、事業目的を達成した事業や事業効果の低い事業の整理合理化を進め、補助金の削減を図る。
投資的経費の見直し	事業の緊急性及び費用対効果を精査し、適正な事業採択を行う。
経常経費の削減	事務用品の共有化、コピー用紙の両面印刷等の推進により、消耗品の節減に努める。また、公共施設内の照明や空調設備の利用を抑制し、光熱費の節減に努める。

単位:千円

改革事項	改革の概要	実施スケジュール					担当課	
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額	
町税収入の確保	町税の滞納者に対し差押えを初めとした滞納処分の強化を図るとともに、夜間臨戸徴収を実施し、歳入の確保に努める。	・差押え等の滞納処分の強化 ・2～4班体制による夜間臨戸徴収の実施 ・口座振替納付の促進	→	→	→	→	→	税務課
		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	
使用料・手数料・利用料等の見直し	適正、公平な受益者負担とするため、サービスにかかる原価を基に適正な使用料・手数料に見直す。	・あじさい館使用料の見直し ・コミュニティプラザ等の使用料の減免規定の見直しを検討する。 ・各種健診事業の受検者負担額の見直しを検討する。	→	→	→	→	→	産業経済課 教育委員会 保健福祉課
		2,331	2,331	2,331	2,331	2,331	11,655	
未利用町有地の売却等	利用目的の決まらない町有地(普通財産)や国から譲渡された道路・水路等を売却もしくは有償貸付し、財源の確保と財産の適正な管理を行う。	・未利用町有地の売却 ・未利用町有地の貸付	→	→	→	→	→	総務課 建設課
		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	
広告収入の確保	町ホームページに有料広告を掲載し、収入増を図る。					・検討		企画財政課
給食費の見直し	教職員及び町職員の給食費を人件費分を除いた実費相当額に改める検討を行う。		・検討					教育委員会 給食センター
合計		5,331	5,331	5,331	5,331	5,331	26,655	

### 経費削減等の財政効果

本プランを実行することによる費用削減等の効果額は次のとおりです。項目によっては算出できないものもありますが、本プランを着実に実行することにより大きな効果を上げることができ、財政の健全化を図っていきます。

ア．歳入

町税収入の確保	10,000 千円
使用料の見直し	11,655 千円
未利用町有地の売却	5,000 千円
計	26,655 千円

イ．歳出

公の施設の払下げ	790 千円
定員管理の適正化	302,360 千円
機構の見直し	186,374 千円
給与制度の見直し	73,730 千円
計	563,254 千円

ウ．行財政改革プランの実施による財政収支見通し

行財政改革プランに掲げる具体的な取り組みを実施した場合には、平成17年度から平成21までの5年間で 5億8,800万円の費用削減等の財政効果が見込まれます。

(単位:百万円)

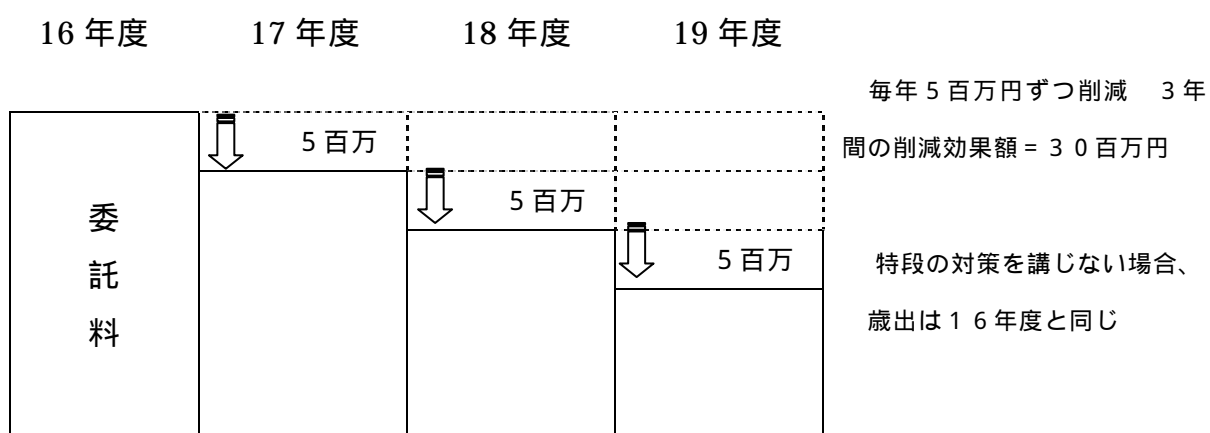
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
改革前	歳入総額	5,777	5,065	4,706	4,703	4,656	24,907
	歳出総額	5,430	5,193	5,273	5,300	5,333	26,529
	歳入歳出差引額 (A)	347	128	567	597	677	1,622
改革効果目標額							
	町税収入の確保	2	2	2	2	2	10
	使用料の見直し	2	2	2	2	2	10
	未利用町有地の売却	1	1	1	1	1	5
	定員管理適正化	23	45	61	83	91	303
	機構の見直し				93	93	186
	給与制度の見直し		7	15	22	30	74
	効果額合計 (B)	28	57	81	203	219	588
改革後の財源不足額 (A)+(B)		375	71	486	394	458	1,034
財源対策額(基金の取崩し) (C)		0	71	486	394	458	1,409
財源対策後の収支 (A)+(B)+(C)	改革前	0	0	0	0	0	0
	改革後	375	0	0	0	0	375
基金の残高	改革前	2,853 (1,567)	2,725 (1,439)	2,158 (872)	1,561 (275)	884 (0)	
	改革後	2,853 (1,567)	2,782 (1,496)	2,296 (1,010)	1,902 (616)	1,444 (158)	

( )は、財政調整基金額

### 【行財政改革効果額の算出方法】

平成 16 年度決算をベースとして、次年度以降、特段の財源対策を講じなかった場合との比較による行政改革効果を算出しています。

例えば、毎年度、歳出を逡減（歳入は逡増）させていく場合、前年度の効果が翌年度以降も累積していくため、単年度ごとの効果額は逡増していきます。 下記の図で、平成 16 年度の委託料を毎年 5 百万円ずつ削減するとした場合、次年度以降の予算は前年度の実績をベースに策定されるため、3 年間の削減効果は、単年度削減額の  $1 + 2 + 3 = 6$  倍（5 百万円  $\times$  6 倍 = 30 百万円）となります。



## 地方公営企業の経営健全化

### (1) 上水道事業

上水道事業は、昭和 35 年の多古地区簡易水道事業創設から、すでに 45 年が経過しました。平成 4 年度からは第 1 次拡張事業に着手し、一部計画見直しを図りながら町全域に安定した給水を行うための施設整備に取り組んでいますが、現在は経年老朽化した施設の改修や更新が相当の比重を占めるようになり、施設維持が経営の課題となっています。

95%を超える高い普及率を誇る本町の上水道は、町民の生活に欠かすことができない重要な施設であり、今後も安全で安心な水道水を安定して供給するために必要な整備を行うとともに、徹底した経費節減と事務事業の見直しにより経営基盤を強化し、健全で効率的な事業運営を推進します。

#### 経営改革の推進

##### ア．平成 16 年度までの取り組み

- ・水道料金システム（電算化）の導入（H13）
- ・経営の指針となる「経営基盤強化計画」を策定（H14）
- ・水道料金の改定（H16）

##### イ．平成 17 年度～21 年度までの取り組み目標

- ・管路等の地図情報の電子化（マッピングシステム）を推進し、漏水事故等への対応の迅速化と維持管理の効率化を図り、安定した給水サービスの向上を図ります。
- ・経費削減の手法としての外部委託の妥当性、経済性を検討します。
- ・普及率 100%達成を目標に水道の安全性・利便性を PR し、さらなる普及率向上を図ります。
- ・健全な給水収益の確保を図るため、未収金の徴収に積極的に取り組みます。
- ・地震に強い施設構築のため計画的に石綿セメント管更新事業を推進し、経営基盤の強化と水資源の有効利用による給水費用の削減を図ります。
- ・平成 20 年度を目標に水道料金の改定を行い、受益者負担の原則に基づく料金の適正化を図ります。

#### 定員管理・給与の適正化

##### ア．平成 16 年度までの取り組み

- ・職員数は、簡易水道事業を統合し、町全域の給水を担う上水道事業となった平成4年度に増員して以来、現在まで6名の職員で対応しています。
  - ・給与については、人事院及び県人事委員会の勧告に基づき、町職員総体で対応しています。
- イ．平成17年度～21年度までの取り組み目標
- ・専門スタッフ配備の必要性や事務事業量の増加などにより、職員数は現状の6名を配置します。
  - ・給与については、人事院及び県人事委員会の勧告に基づき、町職員総体で対応していきます。

#### 経費節減等の財政効果

- ア．平成16年度までの取り組み
- ・平成2年度から、耐震性が低く、漏水事故の要因ともなっている石綿セメント管の更新事業に着手し、平成12年度からは国庫補助事業の採択を受けて実施しています。
  - ・石綿セメント管以外でも漏水多発箇所を重点的に改良し、修繕費削減などに効果をもたらしました。
- イ．平成17年度～21年度までの取り組み目標
- ・施設整備の指針となる「基幹施設整備計画」を平成17年度に策定し、必要最小限の投資により最大限の効果が得られる効率的な経営を目指します。
  - ・漏水への対応については「一事故・一工事」の対処療法だけでなく、予測可能な困難箇所の先行改良を行い、後年の費用負担の削減を図ります。
  - ・資本投下については、借入金（起債）への依存を極力抑えて自己資金によることとし、次世代の負担軽減を心がけます。

## （2）病院事業

### 経営改革の推進

- ア．平成16年度までの取り組み
- ・電力発電、設備管理、リネン、ベッドリース、外来医事業務、受付事務、警備、清掃、病理検査など広範囲で民間委託を推進しました。
  - ・ジェネリック医薬品の活用を推進してきました。
- イ．平成17年度から21年度までの取り組み目標

- ・ 高圧蒸気滅菌業務、入院医事業務、患者移送業務など委託可能な業務を逐次民間委託していきます。
- ・ 水道使用量の低減による経費節減を図るため節水器具の設置を推進します。
- ・ 地域の開業医から高度医療機器を保有する大病院まで、それぞれの医療機関の持つ特性を活かし、一層の連携の強化を進めるなかで特性にあった効率的で計画的な医療機器の更新などを図っていきます。

#### 定員管理・給与の適正化

##### ア．平成 16 年度までの取り組み

- ・ 定員管理については、平成 13 年度に介護保険法の施行に伴い、療養病床（56 床）の増床を図り、デイサービスセンターと在宅介護支援センターを新たに併設。一般病床も（10 床）の増床を図りましたが、合わせて 34 名の増に留め、臨時職員や民間の人材派遣を活用するなど抑制に努め 142 名の体制で運営してきました。
- ・ 給与については、人事院及び県人事委員会の勧告に基づき町職員総体で抑制対応するとともに、独自に特殊勤務手当及び管理職手当の 10%削減を実施してきました。

##### イ．平成 17 年度から 21 年度までの取り組み目標

- ・ 病院経営は人材の確保が収益確保と病院運営に大きく影響します。このため医療法に定められた法定医師数の確保を最優先に進め、医業収益の確保と安定した病院経営を推進します。その他の職員も、法定の配置基準を確保し医業収益の減算を防ぐよう取り組みます。
- ・ 給与については、今後とも人事院及び県人事委員会の勧告に基づき町職員総体で適正に対応していきます。

#### 経費削減等の財政効果

##### ア．平成 16 年度までの取り組み

- ・ 民間委託の推進などによる経営改革の推進と定員管理・給与適正化の推進により経費の削減を図ってきました。

##### イ．平成 17 年度から 21 年度までの取り組み目標

- ・ 診療報酬や介護報酬の引き下げに伴う影響を最小限に留めるため、さらに経営改革を推進するとともに医師確保を図り、一層の経営基盤強化に取り組みます。



### (3) 農業集落排水事業

平成6年度から8年度にかけ事業採択となった計画4地区が、平成15年度をもって全て供用開始となりました。現在は、特別会計による使用料の収納及び施設の維持管理業務を行っています。しかしながら、供用率の伸び悩んでいる地区もあり、自主財源確保の面からも加入の推進が急務であります。

さらに今後は、処理場設備のオーバーホール、交換、修理等が年々必要になってくることから、長期的な視点に基づいた整備計画により、各機器、設備の円滑な稼働と延命化を図り、巨費を伴う臨時的な支出を回避し、維持管理の効率化に努めていかなければなりません。

#### 経営改革の推進

##### ア．平成16年度までの取り組み

- ・島、十余三、林、船越・牛尾の4地区処理場、十余三地区の1真空ステーション及び排水管路の管理業務を民間委託
- ・各地区管理委員会と共同して戸別訪問による未加入世帯への加入促進

##### イ．平成17年度～21年度までの取組目標

- ・未加入世帯に対し、農業集落排水事業本来の目的である公共水域の浄化を訴え、各地区管理委員会と協力して供用率の向上に努め、自主財源の確保を図ります。

#### 定員管理・給与の適正化

##### ア．平成16年度までの取り組み

定員管理については、定員適正化計画に基づき、給与の適正化については、人事院及び県人事委員会の勧告に基づき、町職員総体で対応しています。

職員数は、平成15年度までは、産業経済課の農業集落排水係で3名体制でしたが、建設工事が完了したことに伴い、平成16年度からは地域振興課環境対策係に事務を移管され、係長を兼務とする実質2名体制となりました。

平成17年度からは同課集落排水係が担当となり、係長1名、担当1名の2名体制で、職員数が1名削減されました。

##### イ．平成17年度～平成21年度までの取組目標

職員は現状の2名を配置し、給与については、人事院及び県人事委員会の勧告に基づく給与構造の改革等、町職員総体で対応していきます。

## 経費節減等の財政効果

### ア．平成 16 年度までの取り組み

機構改革及び給与の適正化による職員数を削減し、人件費の抑制を行いました。

### イ．平成 17 年度～平成 21 年度までの取組目標

#### 収入関係

- ・各地区とも加入率及び供用率の向上に努め、自主財源の確保を図り効率的経営に努めます。

#### 支出関係

- ・民間委託している施設管理業務の見直しを実施し委託料の節減を図ります。
- ・人事院及び県人事委員会の勧告に基づく給与構造の改革等、町職員総体で対応し、人件費の削減を実施します。